

平成24年度決算に基づく苓北町の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から本格施行され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率と公営企業の資金不足比率を議会に報告し、公表することになりました。

このいわゆる「健全化法」ができた背景としては、これまで地方公共団体の財政状況を把握する制度について、1)分かりやすい財政状況の開示が十分でない。2)再生団体の基準しかなく早期是正機能がない。3)普通会計を中心とした指標のみで公営企業の負債等についてわかりにくいなどの課題を抱えており、自治体の状況が健全な状態から悪化状態までの中でどの位置にあるのかがわからないといったことが挙げられていました。

そこで財政状況を分かりやすく示す指標の整備や、情報の開示を徹底する新しい法制の整備が早急に求められ、上記の「健全化法」が制定されました。

この「健全化法」に基づく苓北町の指標は以下のとおりで、いずれも基準を下回っています。

健全化判断比率

区 分	苓北町 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－%	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	－%	20.00%	30.00%
実質公債費比率	13.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	123.5%	350.0%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字でない(黒字である)ため“－%”と表示しています。実質収支は97,825千円の黒字、連結実質収支は139,649千円の黒字です。

資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	(参考)各会計の 資金剰余額
苓北町水道特別会計	－%	20.0%	8,262千円
苓北町下水道特別会計	－%		1,695千円
苓北町農業集落排水 特 別 会 計	－%		221千円
苓北町特定地域生活 排水処理事業特別会計	－%		206千円
苓北町宅地造成事業 特 別 会 計	－%		667千円

※ 各会計とも資金不足額がないため、“－%”と表示しています。

【 財政用語解説 】

■ 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額が標準財政規模に占める割合です。
(標準財政規模: 自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源の規模。地方税や普通交付税が主なものです。)

■ 連結実質赤字比率

一般会計と特別会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合です。
対象となる会計は、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢・水道・下水道・農業集落排水・特定地域生活排水処理事業特別会計になります。

■ 実質公債費比率

苓北町の一般会計のうち、公債費(借入金の償還金)及びこれに準じる額(特別会計や広域連合への支出のうち、借入金の償還に充てたと認められる額)が標準財政規模に占める割合を示します。
22～24年度の3カ年平均値です。

■ 将来負担比率

将来負担額(借入金の残高や退職手当負担見込額など)が標準財政規模に対する割合。この値が高いと、将来の財政を圧迫する可能性が高くなります。

■ 資金不足比率

公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する割合です。
対象となる会計は、水道・下水道・農業集落排水・特定地域生活排水処理事業特別会計です。

■ 早期健全化基準(経営健全化基準)

健全化判断比率(資金不足比率)のいずれかが早期健全化基準(経営健全化基準)以上の場合は早期健全化段階(経営健全化段階)となり、健全化に向けた計画の策定、公表、県知事への報告が義務づけられます。また、計画を定めるにあたっては、外部監査要求が義務づけられます。

■ 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、再生段階となり、財政再生計画の策定、公表、総務大臣への報告が義務づけられます。また、計画を定めるにあたっては、外部監査要求が義務づけられます。さらに、この計画については総務大臣との協議で同意を得られないと、地方債の発行ができなくなります(災害復旧事業債を除く)。

■ お問い合わせ

苓北町役場 企画政策課

TEL: 0969-35-1111

FAX: 0969-35-2454